

平成31（2019）年度 第1回 伊丹市いじめ防止等対策審議会 議事録

日 時 令和元年（2019年）7月5日（金）10時00分～11時30分

場 所 伊丹市立総合教育センター 2階 研修室

出席者 新井 肇 会長、大西 規之 副会長、池田 修一 委員、  
石崎 和美 委員、伊藤 文吾 委員、市川 伊久雄 委員、  
岡野 英雄 委員、佐藤 幸宏 委員、鈴木 隆一 委員、  
仲野 由季子 委員、林 明美 委員、松本 喜美子 委員、  
松山 和久 委員、松山 豊 委員、

傍聴者 0名

司会 皆様こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

ただ今より、平成31年度第1回伊丹市いじめ防止等対策審議会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます伊丹市教育委員会事務局学校指導課の秋山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、議事録作成の関係から、録音をさせていただくことにつきまして、ご了解いただきますようお願いいたします。

それでは、主催者を代表して、木下教育長よりご挨拶いたします。

教育長 伊丹市教育長の木下でございます。

皆様におかれましては、ご多用の中、平成31年度第1回伊丹市いじめ防止等対策審議会に、ご出席いただき、まことにありがとうございます。本市におけるいじめ防止への理解と格段のご支援をいただき心から感謝申し上げます。

現在、国における「いじめ防止対策推進法」が施行されて6年目を迎えようとしております。この法により、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが定められ、平成29年度の全国の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数が40万件を超え、過去最高の件数となっております。しかし、いじめが原因の自殺などが、後を絶たないことから、どのように防ぐのか今後の課題となっております。

本市のいじめ防止等対策審議会も「いじめ防止対策推進法」と同じく6年目を迎え、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の策定に携わられた新井教授を会長にお迎えして、これまで、いじめの問題を子ども、学校だけでなく、社会全体の問題として捉え熱心に審議を重ねていただいております。

これらを受けて、各学校園においては、校園長のリーダーシップのもと、全教職員が一丸となって組織的に対応することによって、いじめの積極的認知に基づいた早期発見、早期対応に努めているところです。

いじめの起こりにくい「魅力ある学校」をめざし、「わかる授業」や「体験活動」等の充実を図り、子どもの心の居場所づくりに努めながら、一人ひとりの「自尊感情」を向上させることが重要であると考えております。

最後になりましたが、本市のいじめ防止における中核ともいえる本審議会において、委員の皆様からの多くの貴重なご意見をお伺いし、ご審議をいただき、伊丹の子どもたちの健やかな育ちにお力をお貸しただけです。

ようお願いをいたしまして、はじめのことばといたします。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

司会

次に、平成31年度伊丹市いじめ防止等対策審議会委員の皆様の紹介に入らせていただきます。

審議会委員名簿をご覧ください。50音順の委員名簿がございます。これより、名簿の順にご紹介をさせていただきます。まず、関西外国語大学教授の新井肇委員です。伊丹市教育委員会事務局学校指導課スクールソーシャルワーカーの池田修一委員です。伊丹市人権擁護委員協議会代表の石崎和美委員です。伊丹市自治会連合会代表の市川伊久雄委員です。伊丹市PTA連合会長の伊藤文吾委員です。伊丹市立中学校長会代表の大西規之委員です。岡野法律事務所の弁護士の岡野英雄委員です。伊丹市教育委員会事務局学校教育部長の佐藤幸宏委員です。臨床心理士の鈴木隆一委員です。医師の仲野由季子委員です。伊丹市少年補導委員連合会会長の林明美委員です。伊丹市人権・同和教育研究協議会会長の松本喜美子委員です。伊丹市立小学校長会代表の松山和久委員です。伊丹市民生委員児童委員連合会代表の松山豊委員です。

本日は、伊丹警察署生活安全課長木村司委員、伊丹市立幼稚園長会代表の藤井正一委員と川西こども家庭センター所長山元浩司委員が公務等のため、ご欠席という連絡をいただいておりますので、ご出席は14名になります。

次に、会長・副会長の選任でございますが、事務局案としまして、昨年度に続きまして、会長に新井肇委員、副会長に大西規之委員を提案させていただきますと思いますがいかがでしょうか。

【「異議なし」の声】

よろしいでしょうか。

【拍手】（会長・副会長決定）

それでは、会長に新井肇委員、副会長に大西規之委員、よろしくお願いいたします。新井会長、大西副会長につきましては、前の座席へ移動をお願いいたします。

【会長・副会長座席移動時の補助〔名札等〕】

それでは、新井会長にご挨拶いただきますとともに、進行のバトンをお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

新井会長

いじめ防止対策推進法が策定され6年が経過し、議員立法による法の改正が進んでいるところです。ただ、遺族の意向や学校の意向がすり合わないこともあり、改正に時間がかかっている状態ですが、まもなく成立するのではないのかと言われております。

伊丹市は法の遵守から始まり、制度が効果的に動くように協議を重ねてきました。今後、いじめ防止のセカンドステージを迎えようとしています。

議論を通じて「基本的な方針が、どのように浸透されていくのか」「学校の基本方針が未然防止につながられるのか」「加害者の成長支援につながられるのか」「形式的には整いつつある。実際どう活用していくのか。」など、課題解決に向けて、協議していただきたいと思ひます。

尊厳を保てるような子どもたちを育て、安心して過ごせるために、自分も他人も傷つけず、より良い社会をつくることを目指した取り組みにしていくことが大切です。その一端を担っている会です。忌憚のない意見をいただき、教育政策に反映させるための会にしていきたいです。

新井会長            それでは、会議をはじめるとあたり、傍聴要領について事務局より、よろしくをお願いします。

司会                はじめに、会議は原則として公開であります。「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第4条「審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、傍聴に関する手続き及び遵守事項は、会長が別に定める。」に基づき、第2条の傍聴定員でございますが、「会長は、開催場所の定員等を勘案し、傍聴者の数を制限することができる」とあります。なお、傍聴希望者がその人数を上回る場合は、抽選によって傍聴者を決めることにしております。

本日は傍聴希望の方はおられません。会を進行していただければと思います。

新井会長            今後、委員の皆様には審議をお願いするわけですが、本審議会におきましては会議録（議事録）が必要でございます。

「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条により、「会議録は会長が作成する」「会議録には会長が指名した2人の出席委員が署名する」と定められております。恐れ入りますが、前回は、平山元委員と松本委員をお願いいたしましたので、本日の会議につきましては、松山和久委員と松山豊委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

#### 【受諾確認】

また、同じく第5条に「会議録」は「議事の要旨を記載する」こととなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

新井会長            それでは、まず「伊丹市におけるいじめの現状について」事務局より、よろしくをお願いします。

事務局              伊丹市におけるいじめの現状についてご説明いたします。いじめ防止等のための基本方針は、1つは、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるとともに、人権に関わる問題であり、絶対に許されるものではないという認識の下、「しない、させない、許さない」という姿勢を、学校の内外を問わず、子どもに関わるすべての大人が共有すべきものである。2つめに、いじめの問題の克服への取組は、すべての子どもにとって開かれた、安心安全で充実した学びを提供できる学校づくりを目指して行われるべきものである。この2点を基本方針と定めて、いじめの防止等の取組に努めております。

具体的な対応としては、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」、「学校いじめ防止基本方針」及び県教育委員会から発出された「いじめ対応マニュアル」そして、市内で発生したいじめを収集し、整理、分析した「いじめの問題等に関する生徒指導対応事例集」を踏まえた取組を充実させてまいります。

次に、平成30年度のいじめの状況について報告させていただきます。文部科学省の「平成30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に

関する調査」で、把握した本市の結果について報告させていただきます。

いじめの認知件数は、小学校が1,182件、中学校は、ほぼ昨年度と同じ状況です。2ページの中学校が263件です。中学校は少し微増となっております。兵庫県、全国の数値は未発表です。小学校の解消しているものは、1,096件で92.7%です。中学校は257件、97.7%となっております。

いじめの解消については、文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂（平成29年3月14日）により、いじめの解消についていじめは、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態とは、いじめ行為が止まっても、少なくとも3ヶ月を目安に経過を見ることや被害児童等、保護者が心身の苦痛を感じていないかなど要件が満たされていることが条件であることが改訂内容にはいったため、安易に解消と判断しないよう学校現場に周知してまいりました。

いじめられた子どもたちの不安を取り除けることが重要です。今後も、解消した件数にも注目してまいります。

次に、「(3)いじめの態様の推移」についてですが3ページをご覧ください。昨年度の第4回目の審議会にて、経年比較が必要であるとご意見をいただき、表と棒グラフを作成させていただきました。

小学校は、「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が、相手の事を思いやれる児童が増え、減少傾向です。逆に「仲間はずれ、集団による無視をされる。」が増加傾向にあります。

中学校でも、「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌な事を言われる」が、少しですが減少傾向です。逆に「仲間はずれ、集団による無視をされる。」が増加傾向にあります。小学校の同様の傾向があります。ただ、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」が増加しております。これは、スマホのSNS等も含めたものです。このような状況も踏まえ、平成30年度の取り組んだ内容について、紹介させていただきます。

まず、市教育委員会では、いじめの防止、いじめの早期発見及び、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本審議会の「伊丹市いじめ防止等対策審議会」を4回開催しました。その内、1回は社会総がかりで、いじめ防止を意識することを目的とした市民フォーラムを開催しており、多くの中学生、保護者、地域の方などの参加があり、社会総がかりで、いじめについて考えることができました。

また、この後の議題でもあるように「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」を毎年、見直しています。

その他の主な取り組みとして、一般社団法人ソーシャルメディア研究会の兵庫県立大学竹内研究室のグループに協力を得て、小中学生を対象としたスマートフォンに関するトラブル防止教室を実施しました。だんらんホリデーにて「いじめ防止」に向けた取組について記載しました。教職員対象に「こころの理解講座」を年3回実施いたしました。「伊丹市いじめ等対策リーフレット」を作成・配付し、活用を促しました。「町の先生」として地域人材を派遣しました。生徒指導担当者会での情報交換等を定期的に行いました。必要に応じて、関係校へ指導主事や学校問題解決支援チームのメンバーを派遣し、学校を支援しました。総合教育センター等での来所相談や電話相談にて随時受け付けております。いじめ再発防止のため、チェックシートの活用を促しました。以上が伊丹市教育委員会の取り組みです。

次に、学校の取り組みでは、各校のいじめ防止基本方針に基づいたいじめ防止等の対応を図っています。

主な取り組みは、道徳教育の充実を図るとともに学期ごとに年3回、定期的なアンケート調査を実施し、積極的にいじめを認知しました。校内に「相談窓口」を設置し、いじめ対策チームによって情報を共有した。また、学校問題解決支援チームによる生徒指導体制の充実を図り、いじめが発生した場合は、迅速に対応するよう努めました。教育委員会事務局への報告により、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と、担任教員等が連携し、心のケアを図りました。

以上、伊丹市の現状について報告させていただきます。

新井会長            ありがとうございました。詳しい説明をいただきましたが、今の報告について、ご質問はありませんか。

伊藤委員            いじめの推移について、小学校と中学校では、平成29年度は上がっていますが、平成30年度は下がっています。平成29年度に何かあったのでしょうか。小中学校関連性はありますか。

事務局             分析したところ明確な原因は分かりませんが、積極的認知にむけて学校への助言を続けてきました。アンテナが高くなり、些細な事でも、いじめとして認知していると考えられます。  
小中学校の関連についても、積極的認知を進めた結果であれば良いと思っ  
ていますが、明確な原因は分かりません。

伊藤委員            原因の1つとして、テレビドラマや映画の影響等が、平成29年度にあ  
たったかもしれません。認知件数の増加や減少したことについて、分析す  
ることが大事だと思います。数字から、あらゆる可能性を見出していくこ  
とが第一歩だと思います。また、小中学校の関連性についても調べてほし  
いです。

新井会長            背景を追求することは大切なことです。例えば、実人数や1人が何回も  
やっているかなど追求していくことも大切なことです。また、集団による  
無視が増えていますが、集団の規模はどの程度なのか等、調べることによ  
り、傾向が見えてくると思います。

事務局             認知の感度が鋭くなっていることの関連は、平成26年は天津の事件を  
受けて、きめ細かく認知していこうと意識が強かったことが、結果につな  
がったと考えられます。

石崎委員            小学校の「その他」の件数が多いですが、「その他」とは、こういった  
ものがありますか。

事務局             3ページの結果で、「その他」39件については、低学年の児童が上手  
に伝えられないことが多くあります。先生の聞き取りによると「なんか嫌  
だった」「名前を言われて嫌だった」という内容もあるのですが、児童本  
人が嫌な気持ちであれば、「いじめ」として認知しております。  
兵庫県のチラシをご覧ください。「A子は算数の時間に、問題を一生懸命  
解いていた。しかしあと一歩のところまで解けずにいた。隣の席の算数が  
得意なB男は、A子の困っている様子を見て、解き方と答えを教えた。」  
とあります。このチラシが一部報道等でも話題になりました。このような  
対応例についても、いじめとして扱い対応しております。生徒指導担当者  
会でも話題になり、共通理解しております。

伊藤委員 認知件数の推移について、数字が上がるのは良いことなのでしょうか。また、実際のいじめは増えているのでしょうか。実際のいじめの数字と照らし合わせたものではないと、どのように増減しているのか分からないと思います。

事務局 いじめ防止対策推進法ができたことにより、「社会通念上のいじめ」と「法の定義のいじめ」の認識が大きく変わりました。法ができる前は、同じような事案であっても、いじめと認識していないものが多くありました。「集団で学習する中では、起こりうるものである」という考え方だと、昔から同様の件数があったことが予想されます。

伊藤委員 近年、大人に見えないいじめの種類が増えてきたように感じます。いじめの形が変わってきたと感じます。隠れたいじめが発生しやすくなっていると思います。

新井会長 実際の件数は分からないかもしれませんが、あくまでも認知できた件数が、数字として報告されているのであり、実際にはもっと発生しているのかもしれないと思います。そう考えると、いじめゼロは難しいと思います。法の定義はいじめ見逃しゼロだと考えられます。

兵庫県のいじめのチラシについて、社会通念上のいじめではないかもしれませんが「なんで泣いているの」と、その理由を聞くことにより、苦しんでいる児童に対して寄りそって関わるのが大切だと捉えることができます。

背後にいじめがあるのかもしれないと常に意識していくことが大切です。指導の際には「いじめ」という言葉を使わない方が、よいケースもあります。探そうという意識を持ち、伊丹市は積極的に認知しているため、件数も多いです。全国の調査では、いじめがゼロの学校が、まだ26.5%もあります。法に照らし合わせると、違和感が生じてしまいます。

新井会長 それでは、協議にはいります。平成31年度伊丹市いじめ防止等の取組について、(1)「伊丹市いじめ防止等のための基本的方針」の改訂について、事務局からお願いします。

事務局 伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針の改訂についてご説明いたします。まず、伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針の改訂について、ご意見いただいた内容について報告させていただきます。「この基本的な方針に、のっとった対応を多くの教職員の方々が実施されている。」「今後、さらに、この方針が一部の先生だけでなく全般に浸透してほしい。」「基本方針に入るかどうか分からないが、各校のいじめ防止の共通的な取組をまとめた資料をつけることも今後、検討していただきたい。」「基本方針は、ほぼ完成の域である。」「学校現場が苦勞している実際の事例のイメージが分からないため、実際の事例を簡単に説明していただければいかがでしょうか。」「アンケートに記述する事ができない子どもの存在が想像できます。いじめ被害進行中で、その恐怖のため、また俗に言う『チクった』と、批判を恐れているため、発信ができなくなることがあります。そこで、担任の子どもを見る目、感度がものを言います。資質能力の研修では、その点の配慮をお願いいたします。」等、ご意見をいただきました。ご意見を基に、伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針の改訂を検討させていただきます。

まず、1点目、5ページ・25行目の『いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会平成25年3月）』を「兵庫県教育委員会平成29年8月改訂版」に改訂いたします。

2点目、9ページ・3行目から、教育委員会は「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」をはじめ、「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月改訂版兵庫県教育委員会）や「生徒指導提要」（平成22年3月文部科学省）、「いじめの問題等に関する生徒指導対応事例集」（伊丹市生徒指導連絡協議会）等を活用した校内研修の実施を促す。『「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」をはじめ』を追記し、先程と同様に「いじめ対応マニュアル」を平成29年8月改訂版と変更いたします。

3点目、9ページ・3行目と10ページ・17行目の「いじめ対応マニュアル」を平成29年8月改訂版に変更いたします。

4点目、学校組織の構成員に「養護教諭」を追記いたします。

5点目、15ページの教員研修のところに『「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた』と『いじめを受けているが相談できずにいる』を追記いたします。

6点目、26ページ・29行目、「学校は、重大事態が発生し、それを認知した場合、速やかに教育委員会及び市長に事態発生について報告する。」の「速やかに」を「直ちに」に変更いたします。

委員の皆さまからいただきました貴重なご意見等をもとに改訂したく存じます。「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」改訂の案について、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

鈴木委員

教職員対象の研修会で、カウンセリングマインドについて依頼を受けたことがあります。伊丹市外の中学校ですが、ある男子生徒が、大きい生徒に囲まれ、物を落とされ、壊されるなどの被害があったことについて、保護者から相談がありました。その保護者は「これはいじめではないのか」と学校に相談したのですが、教員が聴き取り調査をした際、まわりの女子が、その男子を見て、笑っていたため、教員はいじめではないと判断したとの説明があったそうです。

表面だけでなく、背景が理解できるような研修にしてもらいたいと思います。つらい時に笑いでごまかす子など、マイナス状況の子どもの仕組みを理解できていれば、児童のサポートになると思います。研修でこうした内容についても伝えて欲しいと強く感じます。

林委員

1ページで「すべての大人が共有すべきものである。」とありますが、基本方針について、「読んだことがない」と答える生徒会長もいます。どのように理解を促すのが課題です。基本方針を知らない子どもがいるというのは、残念なことです。

子どもだけでなく、いじめについて理解されていない市民が、まだまだいるのかもしれない。

事務局

皆様の知恵をお借りして、子どもや市民の皆様へ理解してもらえるようにしていきたいと思っております。

新井会長

子どもたちに、基本方針について、感想を聞かせてもらおうと「すごく良いことが書いてある。その通りなら、いじめがなくなる」などの意見がありました。学校で読み合わせをするべきだと感じます。

いじめ防止等のための基本的方針について、小学校4、5年から読めると思います。先生と読み合わせし、改訂につなげていくことも可能だと思います。

います。学校においては、各校のいじめ防止基本方針を毎年更新していることと併せて取り組んでいければいいと思います。

市民もどれだけ読んでいるのか分かりません。

事務局 働き方改革、部活動指導方針などと同様に、PDCA サイクルが重要です。作成したら終わりではなく、実施し、評価し、改善することが大切です。それが、回っていないのであれば学校現場の課題です。

大西委員 昨年、読み合わせをした方が良いのではないかとアドバイスをもらいました。4月に西中学校の基本方針の簡略版について、読み合わせを行い、保護者にも渡しました。

新井会長 もう一步考えを深めるためにも、子どもの意見を吸い上げることが重要です。スマホのルールづくりの際、大人は9時半までと主張したことに対し、子どもは9時半までに加え、寝る前の5分間は使用してよいことにすると主張しました。そのことから、子どもの視点を加えることにより、実効的になると考えられます。

松本委員 こどもたちの敏感さに差があると感じます。敏感な子どもを育てて欲しいです。そういう子どもが育てばクラスが変わります。そのクラスでどういうことが実行できるのか具体的な解決方法を考えていただきたいです。学校の目的は集団生活であり、摩擦も起こり、集団の中で嫌なことも多くあります。そこの強さに、視点を持って取り組んでほしいと思います。

新井会長 いじめの捉え方について、パンフレットを活用して、子どもの意見を聞いてもよいと思います。また、逃げることや、助けを求める強さもあります。

石崎委員 当事者は置き去りにせず、子どもたちの問題であり、どう対応するのかは子どもたち次第だと分かってもらいたい。その工夫は、子どもをその気にさせることが必要です。

新井会長 形は整ったが、どう取り組むかが、今後の課題となりました。子どもの主体的な動きをつくる段階だと感じます。実際にどのように取り組むべきか課題です。

事務局 一部の先生だけでなく、この基本的な方針が、全体で共有できることを目指していくべきだと感じます。また、アンケートに書けない子どもに対して、担任の子どもを見る感度が大事であり、資質の向上のための基本的な方針につなげたいです。

岡野委員 伊丹市は町中に防犯カメラがありますが、学校には防犯カメラは設置されていますか。

事務局 校門には設置してあります。校内には、ほとんど設置しておりません。

岡野委員 校内に防犯カメラを設置すると、いじめは減るのではないのですか。

事務局 先進校でそういった学校があれば紹介いただきたい。ただ、プライバシーの問題もあるため、容易ではないと考えられます。



新井会長 校門以外に付けているところもありますが、いじめだけでなく色々な問題が発生してくると思います。

松本委員 いじめの多い場所は、どこですか。

竹内主査 トイレなどが、よく報告されています。

新井会長 先生のいない教室や休み時間のトイレ、体育館の裏、部室などがあります。ただ、プライバシーの関係により、カメラの設置は困難かもしれません。やはり大人の目が必要です。ただ、人材確保が難しいのが現状だと思います。いじめについて、どのように見つけるのか、見逃さないための手段を考える必要があります。

佐藤委員 子どもに「防犯カメラがあればどうだろう」と投げかけるのは、どうでしょうか。心の育成という部分が第2ステージの課題だと思います。そのような投げかけをすることにより、子どもたちは主体的に手立てを考えるとと思います。

新井会長 子どもが考え、主体的に取り組むことが大事です。法により主体性が失われてはいけません。これらの意見を踏まえて、いじめ防止等のための基本方針の訂正・追加をお願いします。

新井会長 次に、(2)平成31年度伊丹市いじめ防止フォーラムについて協議いたします。

事務局 伊丹市いじめ防止フォーラムは、平成26年度から、新井会長にファシリテーターを務めていただき、毎年、中学生、教員、保護者、警察をはじめ関係機関等が一堂に会して、社会総がかりでいじめを防止する意識を高めることを目的に開催しております。

平成26年度は、基調提案「いじめ防止対策推進法において求められる学校・家庭・地域の役割一気づきの重ね合わせによるいじめの未然防止をめざして」をテーマに、新井会長に「いじめ防止対策推進法」の策定経緯や内容と「いじめの防止等のための基本方針」の策定経緯や内容について講演していただき「いじめを生まない街づくりをめざして」をテーマにシンポジウムとして「いじめ未然防止」等について、意見交換を行いました。

平成27年度は、学校取組発表「生徒会による携帯・スマホに関するルールについてー生徒会活性化推進事業を受けてー」として、北中学校の代表生徒の発表、「いじめ防止の取組」として、西中学校の代表生徒に発表をしていただいた後、「いじめを生まない街づくりーネットいじめを中心にー」について、シンポジウムを行いました。

平成28年度は、いじめについて考える～生徒・保護者・教員の立場から～をテーマに、ひとつのいじめに関する事例をとりあげ、生徒・保護者・教員がそれぞれの立場からグループで協議する。フロアの方々とも意見交換しながら、いじめの問題にどう向き合うのか考えるワークショップを行いました。

平成29年度は、日本のいじめの特徴について考える～外国から見た日本のいじめ～、中学生、教員、保護者、地域の方、警察、補導委員の方々に加え、伊丹市の教育や行政でご活躍の海外出身の方々も参加し、外国と

日本のいじめ問題に対する考えや対処方法の違いについて、シンポジウムを行いました。

平成30年度は「なぜ、いじめをしてしまうのか」について、いじめの加害者の心理に焦点を当て、いじめの事例について、大学生がビデオで作成し、それを元にグループで協議しました。

いじめの加害者側の目線で、学び合うことにより幅広い視点でいじめについて考えることができ、今後の伊丹のいじめ防止について、多くのご意見をいただきました。

これまでのいじめ防止フォーラムの結果を踏まえて、各校のいじめ防止等の取組に生かしています。

毎年、社会総がかりでいじめを防止する意識を高めることを目的に開催を予定しております。本年度の内容につきまして、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思っております。

新井会長 平成31年度の基本方針をどう浸透させるか、子どもたちがいじめ防止に主体的に、どう向き合うか自由な発想で意見ををお願いします。

伊藤委員 いじめに関して教育委員会、学校にしてほしいことが多くありますが、学校教育と家庭教育は違います。家庭に目を向けることも重要です。保護者も参加して家庭での取組に焦点を当てるのも良いのではないのでしょうか。家庭でのいじめへの対応も必要です。

事務局 子どもたちが困難を乗り越える力も重要です。レジリエンシーにより、上手に乗り越えて成長していく育成も大切です。  
傍観者の行動も大事です。自分が被害者になるのではないかと感じることも多々あると思っております。いじめが悪いことと理解している傍観者が、被害者を助ける手段について、話し合うことも求められます。

新井会長 次回、原案を出してもらい、検討していくことでいかがでしょうか。原案作りが事務局への宿題とさせていただきます。

市川委員 当初、この審議会の進め方が分かりませんでした。意見は出るが、それに対してどうするのか具体的なものが見えませんでした。第2ステージの話もありましたが、前に進んでほしいと思っております。

天津市がIT企業と連携して様々な事案について、原因の分析等を行おうとしています。本市でも、何か取り入れることができないでしょうか。

兵庫県のチラシについては、違和感があります。「いじめとされることもあります」なら理解できます。親切心でやった事に対して、いじめだと言われれば、ボランティア精神が持てなくなってしまう。

事務局 チラシの考えについて、議論すると答えは1つではないと思っております。投げかけに対して、いじめについて議論することが大事だと感じています。

市川委員 フォーラムの良い材料となると思っております。

新井委員 文部科学省も例示しているが、あくまでも認知のための定義です。指導について、子どもたちの気持ちについて、議論することが大事です。

審議会は、実働チームではありません。市や学校の取組について検討する委員会として、提言し、方法について議論するものです。提言について学校で取り組めたのかを評価し、いじめ防止について、外部の目で見えて頂

く委員会です。

大津市の IT 企業の活用は、かなり難しい問題があると聞いています。分析するためには倫理的には情報提供者の許可を得る必要があります、実際に加害者、被害者に許可を得ずに分析することはできません。件数は相当数あり、その傾向を分析するための準備を進めているようです。

伊丹市として、具体的にまとめて、明確化して、どのように進行していくのかを今後の会議で出してもらいたいと思います。また、フォーラムについても原案をつくってもらいたいと思います。

新井会長

ありがとうございました。みなさまから頂戴しましたご意見をもとに、今後、事務局とともに協議し、企画・立案を行い、次回の審議会においてお伝えしたいと考えます。

今後、本日出ましたご意見をもとに、各学校にお伝えいただき、伊丹市の子どもたちにとって、実効性のあるいじめ防止等の取組につなげていけるように、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれまでといたしまして、事務局にマイクをお返しいたします。

事務局

本日は、初回にもかかわりませず長時間、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。

次回、第2回の日程につきましては、10月に予定しております。以上で本日の会議を終わらせていただきます。長時間お疲れ様でございました。